

## 岡山市社会体育施設 2 5 施設指定管理業務仕様書

岡山市社会体育施設 2 5 施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）の内容及びその範囲等は、関係法令等によるほか、この仕様書による。

### 1 法令等の遵守

施設の管理運営に当たっては、協定書及び本仕様書によるほか、次に掲げるものその他施設の管理、運営上必要な法令等に基づかなければならない。

なお、指定期間中に法令等に改正があったときは、改正された後の規定によるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (2) 岡山市社会体育施設条例（平成7年市条例第17号）及び同条例施行規則（平成27年市規則第67号）
- (3) 岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）及び同条例施行規則（昭和36年市規則第2号）
- (4) 岡山市公の施設の管理等に関する規則（平成19年市規則第314号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号），行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号），個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号），個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び岡山市個人情報保護法施行条例（令和5年市条例第2号）
- (6) 岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）及び同条例施行規則（平成12年市規則第145号）
- (7) 岡山市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年市条例第1号）
- (8) 岡山市施設予約サービスの利用に関する規則（令和7年市規則第19号）
- (9) 岡山市社会体育施設等使用調整会議及び使用許可基準等に関する要綱
- (10) 岡山市会計規則（昭和39年市規則第6号）
- (11) 労働基準法（昭和22年法律第49号），最低賃金法（昭和34年法律第137号）及びその他労働関係法令
- (12) その他関係法令及び関係条例等

### 2 業務の範囲に関する事項

- (1) 指定管理者が行う業務（管理業務）

#### ① 施設の運営に関する業務

ア 施設の受付窓口，予約，利用許可，減免及び還付に関する業務

- ・市内中心部の市民にわかりやすい場所に施設予約の受付許可及び利用料金の収納のための窓口を確保すること。当窓口には，駐車場を完備すること。
- ・奥市公園野球場及び補助野球場，西大寺武道館，瀬戸町総合運動公園，灘崎体育センター，山田グリーンパークにも同様に施設の予約受付許可，利用料金収納及び施設の維持管理等のため，常駐管理人を配置すること。
- ・神崎山公園競技場についても常駐管理人を配置し，当該施設利用分の予約受付許可

及び利用料金収納を行うこと。

- ・奥市公園野球場及び補助野球場の受付等窓口については営業時間を午前 9 時から午後 8 時まで、瀬戸町総合運動公園の受付等窓口については営業時間を午前 9 時から午後 9 時まで、その他の受付等窓口の営業時間については午前 9 時から午後 5 時までの時間について必ず営業時間に含めること。

ただし、上記の時間により難いときは、岡山市との協議のうえで営業時間について決定することができる。

- ・従前から行っている減免及び還付の取扱いについては、継続性に十分配慮すること。

#### イ 「岡山市施設予約サービス」に関する業務

##### (ア) 「岡山市施設予約サービス」の利用及び機器等について

岡山市が導入している「岡山市施設予約サービス」(以下、「システム」という。)を利用し、利用者登録及び施設予約等を管理すること。

システムを利用するための端末、周辺機器、インターネット回線等については、指定管理者で準備すること。(端末の仕様については※を参照)

※システムの利用に必要な端末の仕様(令和 7 年 6 月時点)

- ・OS: Windows11 Microsoft 社のサポートが終了していないこと。

最新バージョンが望ましい。

- ・CPU: インテル Core i3 相当以上(推奨)

- ・メモリ: 8GB 以上(推奨)

- ・インターネットブラウザ: Microsoft Edge, Google Chrome, Mozilla Firefox のいずれか。

最新バージョンが望ましい。

- ・ウイルス対策ソフト: 要(最新のパターンファイルを適用すること)

##### (イ) 施設利用料金の決済手数料について

指定管理業務を行うにあたり、岡山市が準備している次の決済方法を利用すること。この場合の決済手数料については岡山市が負担する。

指定管理業務以外の自主事業においては、現金決済もしくは指定管理者が準備した決済方法を利用することとする。この場合の決済手数料については、指定管理者が負担すること。

- ・システムと連携しているオンライン決済

(キャッシュレス決済, コンビニ収納, クレジットカード決済)

- ・窓口キャッシュレス決済(二次元コード決済)

##### (ウ) システムと連携しているオンライン決済の取消による返金について

利用者が、システムと連携しているオンライン決済(クレジットカード決済を除く)で施設利用料金を支払った場合において、利用者が施設の予約を取り消した時は、決済の締め日に関わらず、利用者に現金で返金すること。

利用者が、クレジットカード決済で施設利用料金を支払った場合において、利用者が施設の予約を取り消した時は、その取り消した日が決済の締め日後であれば、決済代行業者から指定管理者に支払われる翌月の収納金から差し引く方法で

返金が行われるものとする。ただし、差し引き額が翌月の収納金を上回る場合、決済代行業者は岡山市に不足額を請求するため、指定管理者は当該不足額分を、岡山市が指定する日までに、岡山市が指定する方法で、岡山市に支払うこと。

岡山市の指定する日とは、納入通知書の通知日が属する月の末日（当該日が、銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）に当たるときは、その日より前において、休日を除く直近の日）をいう。

岡山市の指定する方法とは、岡山市が送付する納入通知書により岡山市の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込む方法（ただし、納入通知書に他の払込方法が記載されている場合はその方法によることもできる。）をいう。

#### ウ 施設の調整会議に関する業務

調整会議とは、各競技団体の施設の利用調整のために行う会議で、会議結果は岡山市へ報告し承認を得るとともに、競技団体へ通知すること（別添1「岡山市社会体育施設使用調整会議及び使用許可基準等に関する要綱」参照。）。

##### ※ 調整会議を行う施設

- ・奥市公園野球場
- ・奥市公園補助野球場
- ・瀬戸町総合運動公園野球場
- ・瀬戸町総合運動公園多目的広場
- ・瀬戸町総合運動公園テニスコート
- ・瀬戸町総合運動公園体育館
- ・瀬戸町江尻レストパーク多目的広場
- ・当新田公園サッカー場
- ・財田スポーツ広場
- ・神崎山公園競技場

なお、上記以外の施設で、必要がある場合は調整のための会議を行うことができる。

#### エ 利用者並びに利用料の集計業務

利用者並びに利用料の集計を行うとともに、教室等の管理を行い、必要に応じて岡山市へ報告を行うこと。また利用率についても把握すること。

#### オ 利用促進に関する業務

利用促進を図るため、施設をわかりやすく紹介したホームページを開設すること。

積極的な広報活動を行うこと。また、その内容について具体的に提案をすること。

### ② 施設及び設備の維持管理に関する業務

#### ア 施設及び設備の保守点検業務

施設及び設備の法定点検を実施し、岡山市に報告すること。主な施設及び設備の点検業務等の基準については、別添2「保守点検業務等一覧表」のとおりとする。その他法令上必要な業務は本仕様書に定めがなくとも行うこと。

- ・建築基準法第12条に規定する点検

※ 実施が必要な点検業務については、別添3「各施設運営に関する業務細則」を参照すること。

イ 警備業務及び巡回業務

- ・機械警備を含む警備を行うこと。
- ・施設利用者に対する鍵の授受を行うこと。
- ・施設を定期的に巡回し、異常を確認した場合は岡山市に報告すること。

ウ 清掃業務

- ・清掃は定期的に行い、常に施設を清潔に保つこと。
- ・環境配慮の観点より、施設から出た廃棄物については、一般廃棄物処分業許可業者に持ち込むこと。

エ 植栽管理業務

施設敷地内の除草、剪定、灌水及び芝生管理等を適切に行うこと。

オ 施設備品等の点検管理

施設備品等は日常的に点検を行い、破損、紛失等の異常を発見した場合は、岡山市へ報告するとともに、修繕を行うこと。

カ 施設及び設備の維持管理

- ・施設及び設備の維持管理に関しては、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、日常的な施設及び設備の状態を確認するとともに、必要な清掃及び修繕を行い、施設及び設備の耐用年数を延ばすことに繋がるよう鋭意努力をはらうこと。
- ・アリーナの床板については、文部科学省及びスポーツ庁の平成29年5月29日付29施企第2号「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」のとおり、適切な維持管理を実施し、事故等の発生防止に努めること。

〈参考ホームページ〉

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/pdf/report\\_010\\_170607\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_170607_0001.pdf)

キ グラウンド及びコート等の整備

グラウンド及びコート等の整備状況を常に点検し、状態が不良な場合は必要に応じて整備すること。夜間照明については、照明球が不点灯となった場合は、市に報告し、速やかに修繕を行うこと。

ク 施設の管理業務に必要な機器の整備

複合機等で管理業務に必要なものは、指定管理者で用意すること。

③ その他施設の管理運営上必要な業務

ア 光熱水費等の支払いに関する業務

施設の管理業務に必要な光熱水費等について、遅滞なく支払うこと。また、社会情勢の変化等に伴う光熱水費の料金改定に留意すること。

イ 各種報告、調査に関する業務

ウ 苦情及び要望等の対応に関する業務

- ・苦情及び要望等を受けた場合は、速やかにその内容を検討し、公正かつ迅速な対応を行うこと。

- ・受け付けた苦情及び要望等については、その内容及び経過を正確に記録しておくこと。
- ・指定管理者が対応すべき範囲を超える内容の場合などは、岡山市に速やかに報告し、岡山市の判断及び指示に従うこと。
- ・対応結果については、遅滞なく岡山市に報告すること。

エ その他施設の管理上岡山市が必要と認める業務

## (2) 自主事業

- ① 指定管理者は、施設の設置目的の達成に寄与し、ひいては市民の満足度を上げるため、上記(1)の管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

自主事業の実施にあたっては、あらかじめその計画について、岡山市長の承認を受けるとともに、施設利用手続き及び利用料の納付をしなければならない。

ア 公の施設の本来の設置目的を妨げない範囲において行われること。

イ 岡山市に事業計画書を提出し、事前承認が得られること。

ウ 自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属すること。

エ 自主事業の詳細（収支の報告を含む）については、毎月初めに提出する実施報告書により報告すること。

オ 利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備（自動販売機、売店等）を本施設内に設置する場合は、別途許可を受けること。

- ② 従来から行ってきた次の各種教室については、市民サービスとして定着しているため、自主事業を実施するにあたっては市民サービスの低下を招かないようその継続性について十分配慮すること。

ア 二日市公園テニスコート テニス教室事業（ジュニア・一般）

イ 瀬戸町総合運動公園 幼児体育教室

## (3) 岡山市が行う業務（指定管理者に行わせない業務）

- ① 施設の目的外使用許可及び同使用料の収納に関する業務
- ② 公園施設設置許可業務
- ③ 公園占用許可業務

## 3 管理の基準に関する事項

### (1) 開館時間及び休館日

|   | 施設名        | 利用時間         | 休場日等                               |
|---|------------|--------------|------------------------------------|
| 1 | 奥市公園野球場    | 午前6時から午後9時まで | 1月1日から1月3日まで<br>及び12月29日から12月31日まで |
| 2 | 奥市公園補助野球場  | 午前6時から午後9時まで | 同 上                                |
| 3 | 奥市公園相撲場    | 午前6時から午後7時まで | 同 上                                |
| 4 | 当新田公園サッカー場 | 午前6時から午後9時まで | 同 上                                |

|    |             |                                                                   |                                                                        |
|----|-------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 二日市公園テニスコート | 午前7時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 6  | 向州公園補助野球場   | 午前6時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 7  | 向州公園テニスコート  | 午前6時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 8  | 上道公園野球場     | 午前6時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 9  | 神崎山公園競技場    | 午前7時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 10 | 足守テニスコート    | 午前7時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 11 | 牟佐スポーツ広場    | 午前7時から午後7時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 12 | 西大寺武道館      | 午前7時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 13 | 野山武道館       | 午前7時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 14 | 吉備津弓道場      | 午前7時から午後5時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 15 | 小串スポーツ広場    | 午前7時から午後7時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 16 | 桑野スポーツ広場    | 午前7時から午後7時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 17 | 財田スポーツ広場    | 午前7時から午後7時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 18 | 興除テニスコート    | 午前7時から午後7時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 19 | 旭東テニスコート    | 午前7時から午後7時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 20 | 灘崎野球場       | 午前7時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 21 | 灘崎体育センター    | 午前9時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 22 | 瀬戸町総合運動公園   | 午前9時から午後9時まで                                                      | 毎週月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで             |
| 23 | 瀬戸町江尻レストパーク | 午前9時から午後9時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 24 | 瀬戸町カヌー艇庫    | 午前9時から午後5時まで                                                      | 同 上                                                                    |
| 25 | 山田グリーンパーク   | 【野球場 / サッカー場兼ソフトボール場】<br>午前6時から午後7時まで<br>【テニスコート】<br>午前7時から午後7時まで | 毎週火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで |

※ 季節によって利用時間が異なる施設がある。詳細は岡山市公園条例施行規則を参照すること。

※ ただし、特に必要と認めるときは、利用時間及び休館日を変更することができる。なお、利用時間及び休館日の変更を伴う事業の提案がある場合は、様式第3号「事業計画書」にその詳細内容を記載すること。

## (2) 人員配置の基準

① 安全かつ支障なく管理業務を執行できるよう次の人員を配置すること。

| 施 設    | 役 職   | 人 数 |
|--------|-------|-----|
| 市内受付本部 | 統括責任者 | 1 人 |

|           |          |        |
|-----------|----------|--------|
|           | 責任者      | 1 人    |
|           | スタッフ     | 2 人    |
|           | サポートスタッフ | 3 人    |
| 奥市公園野球場   | スタッフ     | 2 人    |
|           | サポートスタッフ | 4 人    |
| 西大寺武道館    | スタッフ     | 2 人    |
| 神崎山公園競技場  | スタッフ     | 2 人    |
| 足守テニスコート  | サポートスタッフ | 本部から派遣 |
| 灘崎体育センター  | サポートスタッフ | 1 人    |
| 瀬戸町総合運動公園 | スタッフ     | 2 人    |
|           | サポートスタッフ | 3 人    |
| 山田グリーンパーク | スタッフ     | 2 人    |
|           | サポートスタッフ | 2 人    |
| 合 計       |          | 2 7 人  |

※ 上記人数は、目安の配置人数であり、安全性等を考慮した上で、指定管理者において、管理上最適と考える配置人数とすること。

統括責任者：日本体育施設認定「上級体育施設管理士」の有資格者又はスポーツ施設の管理運営経験を5年以上有する者。

責任者：日本体育施設認定「体育施設管理士」の有資格者又はスポーツ施設の管理運営経験を3年以上有する者。

スタッフ：スポーツ施設の管理運営経験を1年以上有する者。

サポートスタッフ：経験年数は問わない。

② 管理業務の監督責任者を定め、あらかじめ岡山市に届け出ること。

③ 法令等で必要とされる資格者（電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者、防火管理者等）の配置及び届出については、指定管理者の責任で行うこと。

### (3) 利用許可の基準

公の施設であることに鑑み、公平な管理運営を行うとともに、利用者へのサービス向上に努めること。

### (4) 安全管理に関する事項

管理業務の実施に当たり、利用者の安全を第一とすること。

#### ① 急病等への対応

ア 利用者の急な病気やけが等に対応するため、必要な薬品、用品等を用意すること。

イ AEDを設置、管理のうえ、施設職員に適切な使用方法等を習得させること。

また、定期的に点検を行い、適切な時期に機器の更新を行うこと。

※設置場所及び更新時期については、別添4を参照すること。

ウ 救急法、応急措置法及び医療機関、家族等への連絡等の対処方法についてマニュアルを整備し、施設職員に周知するなど急病等への対応について十分な対策を講じること。

エ 急病人等が発生した場合には、患者又は負傷者等の状況を正確に把握し、適切な措置を行なうこと。

オ 発生した急病人等の内容、経過については、速やかに岡山市へ連絡すること。

② 災害発生等緊急時の対応

火災、地震及び風水害等の災害発生時において、利用者の避難誘導等安全確保のための対応を的確に行うため、必要な資機材等を用意し、さらに、対応マニュアルを整備し、施設職員に周知するなど緊急時の対応について十分な対策を講じること。

(5) 避難場所開設運營業務及び利用者の安全確保に関する事項

岡山市の指定避難施設となっている施設については、災害発生時には避難者の安全確保への対応を適宜行うこと。

① 災害時における避難所の開設及び運営に関し別途協定を交わすこと。

② 協定に基づき、災害時においては次のように対応すること。

ア 区役所本部から指定避難所開設の連絡を受けたときは、施設の安全性が確保出来次第、速やかに指定避難所を開設する。

イ 避難者の受け入れ及び状況把握を行い、区本部へ連絡を行う。

ウ 避難所開設前に自主避難者がいるときは、受け入れるとともに区本部へ連絡する。

エ 開館中に暴風警報等が発令された場合や利用者に危険が及ぶ可能性のある事故が発生したときは、速やかに利用者に利用中止や安全確保の呼びかけ等を行い、誘導するなど利用者への被害等を未然に防ぐこと。

(6) 守秘義務に関する事項

指定管理者及びその従業員は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び岡山市の行政事務等で一般に公開されていない事項を、第三者に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならない。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(7) 個人情報の取扱いに関する事項

① 指定管理者は、管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に従い、その取扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損等の事故防止に努め、また、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

② 指定管理者及びその従業員は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはならない。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

③ 指定管理者は、保有個人情報を適正に管理するため、個人情報管理責任者を置くこととする。また、岡山市が個人情報の取扱いに関する実地調査を行う際には個人情報管理責任者が立会うこととする。

④ 指定管理者は、施設の管理運営に関する協定書の締結に併せ、「個人情報に関する覚書」及び「市の保有する個人情報に関する覚書」を岡山市と締結するものとする。

(8) 情報公開に関する事項

管理業務を行うに当たり、指定管理者が作成又は取得した文書等の公開は、岡山市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適正な情報公開に努めること。

なお、指定管理者から市に提出された文書については、公開する場合がある。

(9) 文書管理に関する事項

作成又は取得した文書等を、岡山市文書取扱規程に準じて適正に管理及び保存すること。

(10) 保険に関する事項

- ① 指定管理者は、管理業務及び自主事業の実施において想定される損害賠償請求に対応できるよう任意の損害賠償保険に加入し、速やかに岡山市に保険証券の写し等を提出するなどし、その概要を報告すること。

基本的には、岡山市の責めに帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害、又は火災等による施設の損傷については岡山市が賠償責任を負うが、指定管理者の管理に起因する事故により第三者に与えた損害や施設の損傷については、岡山市から指定管理者に求償することが出来ること等も踏まえ、想定される全ての損害賠償請求に対応できるようにすること。

- ② 岡山市が加入している保険は次のとおり。

ア 次表の建物・工作物・動産については、公益社団法人 全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」（火災・落雷・爆発・衝突・破壊行為・風水災・雪災・土砂崩れ等が対象）に加入している。

| 対象区分 | 対象          | 備考                                         |
|------|-------------|--------------------------------------------|
| 建物   | 奥市公園野球場     | 管理事務所・倉庫                                   |
|      | 吉備津弓道場      | 道場・控室・的場                                   |
|      | 足守テニスコート    | 休憩所                                        |
|      | 野山武道館       | 武道館                                        |
|      | 西大寺武道館      | 武道館                                        |
|      | 牟佐スポーツ広場    | 更衣室<br>テニスコート便所<br>多目的コート便所                |
|      | 小串スポーツ広場    | 事務所兼便所                                     |
|      | 財田スポーツ広場    | 更衣室・便所                                     |
|      | 桑野スポーツ広場    | 更衣室・便所                                     |
|      | 興除テニスコート    | 便所                                         |
|      | 灘崎体育センター    | 体育センター                                     |
|      | 灘崎野球場       | 管理事務所                                      |
|      | 瀬戸町江尻レストパーク | 管理棟                                        |
|      | 瀬戸町総合運動公園   | 体育館<br>テニスロッジ<br>グラウンド休憩所<br>グラウンド便所<br>倉庫 |

|    |           |                                                                                             |
|----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 動産 |           | 野外ステージ<br>のびのび広場便所<br>管理事務所                                                                 |
|    | 瀬戸町カヌー艇庫  | カヌー艇庫                                                                                       |
|    | 瀬戸町総合運動公園 | ピアノ<br>バスケット用ゴール（移動式）：2台<br>コンビネーショントレーナー：5台                                                |
|    | 神崎山公園競技場  | 円盤用サークル（移動式）<br>決勝台<br>信号ピストル<br>走り高跳用マット<br>棒高跳用マット<br>囲い付設防護ネット<br>ローラー<br>投てき距離標式<br>芝刈機 |

イ 岡山市が所有、使用、管理する施設の瑕疵、岡山市の行う業務遂行上の過失等に起因する第三者の身体または生命を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損し、岡山市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、損害保険ジャパン（株）を幹事保会社とする共同引受である全国市長会の「市民総合賠償補償保険」に加入している（令和7年度の加入内容は以下のとおり。）。

|                |            |        |                              |
|----------------|------------|--------|------------------------------|
| 補償保険           | 死亡・後遺障害保険金 |        | 死亡：５００万円以下<br>後遺障害：２０万～５００万円 |
|                | 入院保障保険金    |        | 日数に応じ１万～１５万円                 |
|                | 通院保障保険金    |        | 日数に応じ５千円～６万円                 |
| 賠償責任保険<br>（Ｂ型） | 支払限度額      |        |                              |
|                | 身体賠償       | １名につき  | ３，０００万円                      |
|                |            | １事故につき | ３億円                          |
|                | 財物賠償       | １事故につき | １，０００万円                      |

(11) 帳簿等の備置きに関する事項

指定管理者は、管理運営上必要な帳簿等を配備し、適切に保管すること。

(12) その他管理業務に際し必要な事項

施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減に努めること。  
その他管理業務に際して必要な事項については、岡山市との協議により決定することとする。

#### 4 物品の貸与及び管理に関する事項

(1) 岡山市が貸与する物品

- ① 指定管理者は、資料11「物品台帳」に示す、岡山市が貸与する物品（施設附属設備及び備品等）（以下、「備品（I種）」という。）について、岡山市会計規則に基づき

適正に管理し、適切な保守および保管を行うこと。

- ② 備品（Ⅰ種）が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合であって、岡山市が必要と認める場合には、岡山市が新たに当該物品を購入又は調達し、指定管理者に貸与するものとする。

(2) 指定管理者が準備すべき物品

備品購入時には、事前に市と協議のうえ、購入すること。

- ① 指定管理者は、資料 1 1 物品台帳に示す、管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品（以下「備品（Ⅱ種）」という。）を自己の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供しなければならない。
- ② 指定管理者は、備品（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合には、新たに当該備品（Ⅱ種）を購入し、又は調達しなければならない。
- ③ 指定管理者は、備品（Ⅱ種）のほか、必要に応じ購入又は調達した備品（以下「備品（Ⅲ種）」という。）を管理業務の用に供することができるものとする。

(3) 指定期間終了時の物品の取り扱い

- ① 指定管理者は、備品（Ⅰ種）について、岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がなければならない。
- ② 指定管理者は、備品（Ⅱ種）について、岡山市との協議により決定することとする。
- ③ 指定管理者は、備品（Ⅲ種）について、原則として岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継ぐものとする。ただし、岡山市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者が自己の責任と費用で撤去し、又は撤収できるものとする。

## 5 施設の経理に関する事項

(1) 経理の区分

指定管理者は、施設の管理業務の実施に当たり新たに会計を設け、施設に関連するすべての収入及び支出を計上すること。ただし、施設の管理業務と自主事業とは経理を区分すること。

(2) 管理経費の負担

管理経費に要する経費は、原則として指定管理者の負担とする。

また、修繕費等については、募集要項別表 2「リスク分担表」によるものとする。

(3) 指定管理料

指定管理者が負担すべきもの（自主事業に係る経費等）を除き、指定期間に係る施設の管理に必要な経費（指定管理料）は、指定管理者から提出された事業計画書の額に基づき、協定書で定めた額とする。また、指定管理料の支払方法については、協定書で定めた各年度の額を上限として、月毎に管理月報を受けた後、指定管理者からの請求に基づき、年 1 2 回に分けて支払うものとする。

(4) 利用料金の収受

- ① 施設の利用料金については、岡山市社会体育施設条例、岡山市公園条例及び同条例施行規則で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ岡山市長の承認を得て定めること。また、岡山市社会体育施設条例第 9 条及び岡山市公園条例第 1 6 条の 3 の規定に基

づき、利用料金は指定管理者の収入とする。

- ② 募集要項別表 1 に該当する場合については、利用料金の減免をすること。

## 6 施設の修繕に関する事項

- (1) 指定管理者の負担で行うべき事項

施設の維持管理上生じる修繕の費用について、軽微なもの（1 件が 1 0 0 万円未満（消費税及び地方消費税を含む））については、原則指定管理者の負担とする。

- (2) 岡山市の負担で行うべき事項

施設の維持管理上生じる修繕の費用について、重大なもの（1 件が 1 0 0 万円以上（消費税及び地方消費税を含む））については、原則岡山市の負担とする。

- (3) 指定管理者が行った修繕は、その箇所、修繕前の状態、修繕内容、費用等について報告書を作成し、定期的に岡山市に提出すること。

- (4) 指定管理者の負担で行った修繕箇所については、指定期間終了時に、当該所有の権利を放棄すること。

## 7 引継ぎに関する事項

- (1) 指定管理者は、指定期間の終了又は指定が取消された場合、岡山市が新たに指定する者に対し、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

- (2) 指定管理者は、指定期間の終了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、管理業務を継続しなければならない。

## 8 地位の譲渡及び再委託の禁止等に関する事項

- (1) 指定管理者は、その地位によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- (2) 指定管理者は、管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- (3) 指定管理者は、事前に書面による市長の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- (4) 指定管理者が管理業務の一部を専門業者に委託し、又は請け負わせる場合は、委託又は請負業務に関して生じる指定管理者の義務について、指定管理者の責任において受託者にも課すものとする。

## 9 日常報告に関する事項

指定管理者は、日常報告として岡山市が指定する期日までに、次に掲げる書類を岡山市に提出しなければならない。

- (1) 管理日報

① 管理業務の実施状況（苦情処理の内容、利用不許可の内容等を含む。）

② 施設の利用状況（自主事業を含む。）

- (2) 管理月報

- ① 利用料金の収入実績（還付及び減免の状況を含む。）
  - ② 管理に関する経費の収支状況
  - ③ 管理に関する人員体制（変更があったときに限る。）
  - ④ 施設の利用者からの意見（アンケート等）とその対応策
  - ⑤ 施設の維持管理状況（設備（照明等）・備品等の不具合の状況及び対応策を含む。）
- ※ 金額にかかる事項はすべて税込で表示すること。

## 10 定期報告に関する事項

指定管理者は、岡山市が指定する期日までに、年度ごとの報告として、次に掲げる書類を岡山市に提出しなければならない。また、次に掲げる書類のほか、岡山市が管理の実態を把握するために必要な書類の提出を求めた場合は、岡山市が指定する期日までに、その書類を提出しなければならない。

- (1) 国税、県税及び市税の納税証明書（発行日から1月以内のもの）
 

県税及び市税については、岡山県及び岡山市の納税証明とする。ただし、協定の相手方となる本社、支社又は営業所等の所在地が岡山県以外又は岡山市以外であるときは、当該所在地の県税及び市税の納税証明書も添付すること。
- (2) 当該年度の団体の経営状況を証明する次に掲げる書類
  - ① 収支又は損益計算書
  - ② 貸借対照表

※ 財産目録を作成している場合は提出すること。
- (3) 社会保険料納入証明書
- (4) 次年度の事業計画書
- (5) 次年度の自主事業計画書
- (6) 岡山市社会体育施設条例第2条の5及び岡山市公園条例第3条の4の規定による当該年度の事業報告書
  - ① 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
  - ② 施設の利用料金の収入の実績
  - ③ 施設の管理に係る経費の収支状況
  - ④ 自主事業に係る収支状況（自主事業を実施する場合）
  - ⑤ 利用料金の還付及び減免の状況
  - ⑥ 施設の劣化状況（建築基準法第12条の点検結果を含む）
  - ⑦ 情報公開の状況
  - ⑧ 利用者アンケート結果及び利用者からの苦情、意見等

※ 金額にかかる事項はすべて税込で表示すること。
- (7) 管理運営業務チェックシートによるセルフモニタリング・自己評価結果
- (8) モニタリング評価シートによる結果

## 11 随時報告に関する事項

指定管理者は、9及び10に定める報告のほか、次の各号のいずれかに該当する事由が生

じたときは、直ちに岡山市に報告しなければならない。

- (1) 施設において、事故が生じたとき。
- (2) 施設又は物品が滅失又はき損したとき。
- (3) 施設の管理に関し、訴訟が提起され、又は提起されるおそれがあるとき。
- (4) 施設の管理を継続できないおそれのある事由が生じたとき。
- (5) 指定管理者の経営状況に重大な影響を及ぼす事由が生じたとき（金融機関との取引停止、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、破産等の手続が開始されるなど）、又は生じるおそれのあるとき。
- (6) 指定管理者の定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき。
- (7) 提出のあった事業計画書その他の書類の重要な部分に変更があったとき。
- (8) 指定管理者の役員又は従業員に社会的信用を失墜させる行為があったとき。
- (9) 施設に劣化が生じていることを発見したとき。
- (10) 現金の保管等財務に関する事項や情報管理に関する事項など内部統制におけるリスクが発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
- (11) その他岡山市が必要と認めたとき。

## 1 2 利用者アンケートに関する事項

指定管理者は、次に掲げる要領により、利用者アンケートを実施しなければならない。

- (1) 指定管理者は、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聴かなければならない。
- (2) 指定管理者は、アンケートのみに依らず、インターネットやSNS等を含め、利用者の意見を積極的に収集し、業務の改善に反映させるよう努めること。
- (3) 指定管理者は、アンケート内容を分析し、業務の改善に反映させなければならない。
- (4) 指定管理者は、アンケート結果を岡山市へ報告しなければならない。
- (5) 指定管理者は、アンケートで寄せられた苦情、要望に対し回答できるものについては回答し、管理月報により、その経過を岡山市へ報告しなければならない。
- (6) 岡山市は、前項の指定管理者からの報告を分析し、必要に応じて管理業務の改善を指示するものとする。

## 1 3 指示に関する事項

- (1) 岡山市は、施設の改善に関し特に必要があるときは、次に掲げる事項を記載した指示書により指定管理者に通知するものとする。
  - ① 施設名及び所在地
  - ② 改善すべき事項及びその理由
  - ③ 改善期限
  - ④ 改善が完了した場合は、改善報告書を提出すべきこと及びその提出期限
  - ⑤ 改善期限までに改善が完了する見込みのない場合は、改善計画書を提出すべきこと及びその提出期限
  - ⑥ 指示に従わない場合は、指定の取消し等の事由となる場合があること。

- (2) 指定管理者は、岡山市からの指示があった場合には、その指示内容に従い、改善報告書又は改善計画書を提出し、その内容について岡山市の確認を受けなければならない。

#### **1 4 実地検査に関する事項**

岡山市は、必要に応じて管理物件、管理業務に係る各種帳簿等及び管理業務の実施状況に関して実地調査及び検査を行うことができる。

#### **1 5 その他**

- (1) 避難所開設期間に係る利用料金収入の減少については、暴風警報等が発令中であり利用者が見込まれないこと、また、岡山市が避難所運営に係る（人件費、光熱水費等）の経費を合理的な範囲で負担するため、利用料金収入の減少額は補填しない。
- (2) 公共的な工事等で市が施設の用地を使用する際は、利用調整に協力すること。
- (2) この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については岡山市と協議し、決定するものとする。